九‖　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

イ　法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の取消し

ロ　第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止

ハ　法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ニ　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止

ホ　法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指定の取消し

ヘ　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

3・4　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　指定製作者等	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

第十一条　（略）

（立入検査をする職員の身分を示す証票）

第十二条　法第七十五条の六第二項の証票は、第五号様式による。

第十三条　（略）

九‖　第四条の二第一号の規定に該当して指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力が停止され、共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

3・4　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　指定を受けた自動車の製作者等（以下「指定製作者等」という。）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

第十一条　（略）

（新設）

第十二条　（略）